

## 第41回 DAAS 運営委員会(書面決議)

「第 15 期(2020 年 10 月)からの体制変更に伴う規約・規定変更および事務局業務委託について」審議いただきたく、添付資料にて内容を示します。

委員の皆様には、別紙回答書の記入と返信により回答をお願いいたします。

(期日 3 月 26 日 17:00 まで)何卒よろしくお願い申し上げます。

### 審議事項

1. 体制及び運営について
2. 規約改定内容
3. 会費規程改訂内容
4. 電磁的方法による総会及び理事会の招集通知並びに議決権の行使に関する規程改訂内容
5. 運営委員会運営等規程改訂内容

## 1. 体制及び運営について

### (ア) コンソーシアムによるWebサイトの維持

DAASが保全する資料は「DAAS-Webサイトでの公開」のみ著作者より了解を得ている為、コンソーシアムにより資料の保全・活用を維持する。

### (イ) 団体会員を中心とした運営に切替え（運営費を1/3に縮小）

企業会費の会費負担が大きく、退会希望が続いていることから、団体会員による会費（年間200万）を基本に運営する方針として事業内容と体制を変更する。費用はWebサイト関連の維持・管理にかかる外注費用及び、事務局の最小限の経費・人件費のみとする。

### (ウ) 企業会費の大幅な減額

大幅な減額とする。従業員数により2つの会費額を設定。

### (エ) 「賛助会員」枠の新設

会費規程に「賛助会費等」を追加する。

賛助会員新設の本質的な狙いは、将来の会員の裾野を広げるための布石。個人、NPO、出版社、設計施工以外の建築関連企業、その他企業等参加しやすいようにしたい。また、運営基盤は団体により支援いただき、賛助会費は、企画制作などに活かされる。その活用については、理事会等で判断され、賛助会員にも周知される。元企業会員以外の新規の募集については新体制での検討事項とする。

### (オ) 事務局

人件費削減の為、常駐での事務局員の勤務は2020年3月の補助金事業までとする。

2020年4月より、公財)建築技術教育普及センターに事務局の業務委託契約を行い、事務局業務を継続する。

## 2. 規約改定内容

### (ア) 会員のnew設・削除

- ① 企業会員、団体会員、学術・教育機関会員、特別会員は、規約上、既存のまま改訂をしない(会費は別途会費規程を変更する)。
- ② 個人会員を廃止し、現個人会員の建築家は特別会員とする。
- ③ 賛助会員をnew設。企業その他“個人”を賛助会員に含める旨追記する。
- ④ 賛助会員・特別会員は議決権をもたない。

### (イ) 理事会・総会議事録等の簡略化

### (ウ) 具体的な変更については、以下対照表に示す

【新旧対照表】

旧	新	備考
第 1 章 総則(p1)		
(略)改定なし		
第 2 章 会員(p2)		
(種類) 第 6 条 本会の会員は、次の5種とする。 (4)個人会員 本会の趣旨に賛同する、もしくは当該賛同のうえ本会の運営等に直接関わる個人		削除
(5)特別会員 本会の諸活動の功労者等であって、別途総会の決議により指定された法人、個人	(4)特別会員 本会の諸活動の功労者等であって、別途総会の決議により指定された法人、個人	変更
	(5)賛助会員 本会の趣旨に賛同し、主に資金的に支援する意思をもつ企業等法人、個人等(に)	追加
(入会金及び会費等) 第 8 条 第 6 条に定める各会員は、総会において別に定める入会金及び会費若しくは会費相当金(「会費等」という)を納入しなければならない。	第 8 条 第 6 条に定める各会員は、別に定める本会の会費等規程により、入会金及び会費若しくは会費相当金(「会費等」という)を納入しなければならない。	
第 3 章 役員、会長及び顧問(p3)		
(略)改定なし		
第 4 章 総会(p4)		
(議決権等) 第 28 条 総会で議決権を有する会員は第 6 条(1)から(4)の種類 of 会員とし、各会員の議決権は、平等なるものとする。ただし、第 6 条(5)の種類 of 会員は総会に出席することができる。(は)	第 28 条 総会で議決権を有する会員は第 6 条(1)から(3)の種類 of 会員とし、各会員の議決権は、平等なるものとする。ただし、第 6 条(4)の種類 of 会員は総会に出席することができる。(に)	変更

<p>(議事録)</p> <p>第 31 条</p> <p>(2) <u>議決権を有する会員につき、その会員数と出席者数及び出席者氏名、当該場所に存しない会員が総会に出席をした場合における当該出席の方法及び決議事項につき、書面又は電磁的方法をもって表決した会員及び表決委任者がいた場合はその旨。(は)</u></p>	<p>(2) 議決権を有する会員につき、その会員数と出席者数(に)</p>	<p>変更</p>
<p>4</p> <p>(2) <u>株主総会への報告があったものとみなされた日(は)</u></p>	<p>(2) 総会への報告があったものとみなされた日(に)</p>	<p>修正</p>
<p>第 5 章 理事会(p6)</p>		
<p>(理事会議事録)</p> <p>第 39 条</p> <p>(4) <u>理事会に出席した理事又は監事の氏名。当該場所に存しない理事、監事が理事会に出席をした場合における当該出席の方法及び決議事項につき、書面又は電磁的方法をもって表決した理事、監事がいた場合はその旨。</u></p>	<p>(4) 理事会に出席した理事又は監事の氏名。(に)</p>	<p>変更</p>
<p>2 <u>議事録には、出席した理事及び監事が、署名及び押印をしなければならない。</u></p>	<p>2 <u>議事録には、理事長及び監事が、署名及び押印をしなければならない。(に)</u></p>	<p>変更</p>
<p>3</p> <p>(3) <u>総会の決議があったものとみなされた日</u></p>	<p>(3) <u>理事会の決議があったものとみなされた日(に)</u></p>	<p>修正</p>

4 第 38 条の規定により理事会への報告 があったものとみなされた場合には、 <u>総 会の議事録は、次に掲げる事項を内容 とするものとし、書面又は電磁的記録を もって作成しなければならない。</u>	4 第 38 条の規定により理事会への報告 があったものとみなされた場合には、 <u>理 事会の議事録は、次に掲げる事項を内 容とするものとし、書面又は電磁的記録 をもって作成しなければならない。(に)</u>	修正
第 6 章 委員会(p8)		
(略)改定なし		
第 7 章 財産及び会計(p9)		
(略)改定なし		
第 8 章 事務局(p10)		
第 52 条 2 事務局には、理事長が任免する事務局 長を置く。(ろ)	2 事務局には、理事長が任免する事務局 長を置くことができる。(に)	変更
第 9 章 規約の変更及び解散		
(略)改定なし		
第 10 章 補則(p11)		
	附則(に) 1. この改正は、令和 2 年 10 月 1 日から 施行する。	追加

### 3. 会費規程改訂内容

(ア) 企業会員の会費をさげ、更に 51 人以上、50 人以下の会費額を設定。

(イ) 特別会費の項目を追記。

(特別会費)

第 2 条 本会の事業を運営するために、追加資金が必要となった場合は、会員に  
対して必要な負担を求めることができる。その額および納入時期については、理事  
会で決定する。(に)

(会費の納入等)

第 3 条(本文の変更なし)

(ウ) 附則を追記。

附則(に)

1. この改正は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

その他 規程に明記しない事項

- ・ 現 企業会員への意志確認方法は総会後の変更届にて行う(資料6\_別添)

**【会費規程 変更(案)における変更箇所一覧】**

会員種別		(規約) 議決権		(会費規程) 会費(1口)		サービス		備考
		旧	新	旧	新	バナー		
						旧	新	
企業 会員	51人以上	○	○	32万	10万	○	○大	規約表記(1)→(2)
	11~50人			11万	5万			
	10人以下			5万				
団体会員		○	○	20万	20万	○	○大	規約表記(2)→(1)
学術・教育機関		○	○	3万	3万	○	○大	既存のまま
個人会員		○		3万		×		廃止※1へ統合
賛助会員 ※1			×		3万		○小	新設
特別会員		×	×	無料	無料	×	×	変更無

**4. 電磁的方法による総会及び理事会の招集通知並びに議決権の行使に関する規程改訂内容**

(ア) 以下修正する。

(理事長による会員への総会終了報告) 第7条 3を修正。

文頭の「理事長から会員に発する総会終了報告にかかる電子メールには、」を削除する

(イ) 附則を追加。

附則(い)

1. この改正は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

## 5. 運営委員会運営等規程改訂内容

### (ア) 以下変更する。

(各項目について、規約の項目に沿い修正)

第 1 条 この規程は、建築・空間デジタルアーカイブス コンソーシアム（以下「本会」という）規約第 40 条の規定に基づき、運営委員会の運営に関する必要な事項を定める。

(業務)

第 2 条 規約第 41 条の規定に基づき、理事会から委譲を受けた事項について議決する他、本会の運営上必要な事項を審議する。(い)

2 前項の理事会から委譲を受ける事項は次のとおりとする。

- (1)規約第 40 条に定める委員会の設置(い)
- (2)規約第 43 条に定める委員会の運営に関する必要な事項の議決(い)
- (3)規約第 49 条に定める暫定予算の議決(い)
- (4)規約第 52 条に定める事務局の組織及び運営に関する必要な事項の議決(い)

(構成及び運営委員長等の選任)

第 3 条 2 委員は団体会員、企業会員、学術・教育機関会員、特別会員から選出することができる。運営委員は 3 名以上 30 名以内とする。なお、本会設立時点における委員選出会員は第 1 回理事会において選任し、運営委員会設置後の委員選出会員は、運営委員会で選任することとする。

### (イ) 附則を追加。

附則(い)

1. この改正は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

以上、規約・規定変更案は資料2から資料5までに示す。

**建築・空間デジタルアーカイブス コンソーシアム (DAAS)  
企業会員 第 15 期 登録 変更届**

令和 年 月 日

建築・空間デジタルアーカイブス コンソーシアム(DAAS)

理事長 仙田 満 様

団体・企業・教育機関名等 : \_\_\_\_\_ 印

代表者役職・御氏名 : \_\_\_\_\_ 印

※ 原則として、「代表者役職・御氏名」の欄は、「建築・空間デジタルアーカイブス コンソーシアム規約（以下「DAAS 規約」）」第 7 条第 3 項に基づく指定代表者をご記入ください

DAAS 会員の継続・変更・退会等以下に届け出ます。（※該当するものを○で囲んでください。）

1. 企業会員として継続する。会費は規程変更後以下の会費に変更する。

【会費及び会費口数】

会員種別		会費(1口)	口数
企業	従業員数 51 人以上	100,000 円	
	従業員数 50 人以下	50,000 円	

2. 賛助会員に変更する。

【会費口数】

会員種別		会費(1口)	口数
賛助	主に資金的に支援する意思をもつ企業等法人、個人等	30,000 円	

3. 退会する。

※ 既納の会費等は、DAAS 規約第 12 条の規定により返還いたしません。

理由（任意記入）

※ 差し支えない範囲で結構ですので、理由をご記入ください。

※ 理由のほか、今後の DAAS への活動に期待することをご記入いただければ幸いです。

【代表者・連絡担当者・会費等請求先に変更がある場合は以下に記入を御願います】

部署／役職	
氏名	
連絡先	住所：〒 TEL：                      FAX：                      e-mail：

本申込書にご記入頂いた個人情報は DAAS 手続き等のために使用させていただくとともに個人情報保護法に基づき適正に管理いたします。

お願い：記入・押印した本紙は以下へご郵送いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

〒120-0094 東京都千代田区紀尾井町 3-6 紀尾井町パークビル 3 階公財) 建築技術教育普及センター 内  
建築・空間デジタルアーカイブス コンソーシアム(DAAS)事務局 宛

E-mail: info@daas.jp

制定 平成 18 年 12 月 4 日

改訂 平成 20 年 10 月 31 日(い)

改訂 平成 21 年 10 月 23 日(ろ)

改訂 平成 29 年 7 月 21 日(は)

改訂 令和 2 年 10 月 1 日(に)

## 建築・空間デジタルアーカイブス コンソーシアム規約

### 第1章 総則

#### (名称)

第 1 条 本会の名称は、建築・空間デジタルアーカイブス コンソーシアム(英語名 Digital Archives for Architectural Space consortium 略称:DAAS)とする。

#### (事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。(い)

2 本会は、総会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

#### (目的)

第 3 条 本会は、優れた空間、景観を構成する建築物等の写真、図面、建築記録等の情報を電子的に収集・保全、管理し、ネットワーク等を通じて広く国内外に提供するとともに、建築物等の情報センターとして専門家、学生、市民、企業、行政、美術館等をつなぎ、その参加を得て、ネットワーク上における情報交流及び建築教育支援プログラムの共同開発などの各種活動を行うことで、建築文化の発展に寄与し、我が国の建築物・諸施設の空間の質、デザインの向上及び良好な景観の形成等を図ることを目的とする。

#### (事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 優れた空間、景観を構成する建築物等の写真、図面、建築記録等の電子情報のアーカイブスの構築、管理
- (2) アーカイブスの収集情報を公開する Web サイト(以下、「DAAS ウェブ」という。)の作成及び運営
- (3) DAAS ウェブを活用した建築物等に関するネットワーク上での情報提供、情報交流
- (4) DAAS ウェブを活用した建築教育支援プログラム等の開発
- (5) 収集情報及び開発プログラム等の知的財産権管理及び関係権利者の権利の調整、仲介
- (6) 建築・空間デザイン等に係る各種調査、研究、講習会、展覧会等の企画・立案・実施
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

#### (知的財産権等)

第 5 条 前条各号の事業に伴うあらゆる知的財産権等の帰属については、当事者間であらかじめ書面をもって明確にするものとする。

## 第2章 会員

### (種類)

第6条 本会の会員は、次の5種とする。

- (1)企業会員 本会の趣旨に賛同する、もしくは当該賛同のうえ本会の運営等に直接関わる企業等法人
- (2)団体会員 本会の趣旨に賛同する、もしくは当該賛同のうえ本会の運営等に直接関わる公益法人等
- (3)学術・教育機関会員 本会の趣旨に賛同する、もしくは当該賛同のうえ本会の運営等に直接関わる学術機関、大学、専門学校等の教育機関
- (4)特別会員 本会の諸活動の功労者等であって、別途総会の決議により指定された法人、個人(に)
- (5)賛助会員 本会の趣旨に賛同し、主に資金的に支援する意思をもつ企業等法人、個人等(に)

### (入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 2 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 3 会員が法人の場合は、法人の代表者として本会に対してその権利を行使する者(1人に限る。以下「指定代表者」という。)を定め、理事長に届け出なければならない。
- 4 前項の指定代表者を変更した場合、すみやかに別に定める変更届を理事長に提出しなければならない。

### (入会金及び会費等)

第8条 第6条に定める各会員は、別に定める本会の会費等規程により、入会金及び会費若しくは会費相当金(「会費等」という)を納入しなければならない。(に)

### (会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 破産又は民事再生手続きの開始決定等があったとき
- (3) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (4) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人が消滅したとき。
- (5) 除名されたとき。

### (退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において議決権を有する出席会員数の3分の2以上の議決に基づいて除名することができる。(は)

この場合においては、その会員に対しあらかじめ通知するとともに、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の規約、規則又は総会の議決に違反したとき
- (2) 6ヶ月以上会費等を滞納したとき。
- (3) 会員個人の利益のみを目的として、本会の業務を不当に利用したとき
- (4) その他、本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費等及びその他の抛出金品は、返還しない。

### 第3章 役員、会長及び顧問

(種類及び定数)

第13条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上30人以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち、理事長1人を定めるものとし、副理事長2人以内を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事及び監事は、会員(法人の場合は指定代表者)の中から選任するものとする。ただし、理事のうち2名以内、監事1名を会員以外の者から選任することができる。

3 理事長、副理事長は理事の互選により選任する。

4 監事は、理事又は本会の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、本会を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事会があらかじめ指定した順序に従い、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この規約及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行うほか、総会又は理事会に出席し意見を述べることができる。

- (1) 財産及び会計を監査すること
- (2) 理事の業務執行状況を監査すること
- (3) 財産、会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは総会を招集すること

(任期)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 役員の所属する法人が指定代表者を変更した場合、変更後の指定代表者が前任者の任務を引き継ぐものとし、この際の任期は前任者の残任期間とする。

#### (解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会において議決権を有する出席会員数の 3 分の 2 以上の議決に基づいて解任することができる。この場合においては、その役員に対しあらかじめ通知するとともに、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。(は)

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

#### (報酬等)

第 18 条 役員は無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### (会長)

第 19 条 本会に会長を置くことができる。

- 2 会長は、特にこの法人に功労があった者のうちから、理事会において推戴する。
- 3 会長は、理事長の諮問に応じ、又理事長に対し意見を述べるることができる。
- 4 第 16 条から第 18 条までの規定は、会長について準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「会長」と読み替えるものとする。

#### (顧問)

第 19 条の 2 本会に、必要に応じて顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の運営に関する必要な事項について、理事会の諮問に応ずる。
- 4 顧問の任期は、役員に準ずる。
- 5 第 16 条から第 18 条までの規定は、顧問について準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「顧問」と読み替えるものとする。

## 第 4 章 総会

#### (種別)

第 20 条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

#### (構成)

第 21 条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) この規約の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任及び主な職務
- (7) 入会金及び会費等の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 51 条において同じ。)その他重要な義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、各事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 議決権を有する会員の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。(は)
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第 24 条 総会は第 15 条第 4 項第 4 号の規定により監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 書面により総会を招集するときは、少なくとも開催日の 10 日前までに会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各会員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。(は)

4 前項の総会招集通知の発出は、会員名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知を受ける場所を本会に通知したときはその場所)に宛てて行うこととし、その通知は通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。(は)

5 本会は、承諾を受けた会員に対しては総会招集通知並びに決算関係書類、事業報告書及び監査報告の提供を電磁的方法により行うことができる。この場合、前項の規定を準用し、前項の「総会招集通知の発出は」とあるのは、「総会招集通知の電子メールによる発出は」と、同項中「住所」とあるのは「電子メールアドレス」と読み替えるものとする。その他の電磁的方法による招集通知に関する事項は別に規程で定める。(は)

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、議決権を有する会員の過半数の出席がなければ開会することができない。(は)

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、議決権を有する出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。(は)

(議決権等)

第 28 条 総会で議決権を有する会員は第 6 条(1)から(3)の種類<sup>(イ)</sup>の会員とし、各会員の議決権は、平等なるものとする。ただし、第 6 条(4)の種類<sup>(ロ)</sup>の会員は総会に出席することができる。(に)

2 やむをえない理由のために総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。ただし、決議事項が第 22 条(2)又は(3)の場合は電磁的方法をもって表決することはできない(は)

3 前項の規定により表決した会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 31 条第 1 項第 2 号及び第 54 条の適用については、総会に出席したものとみなす。(は)

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の決議の省略)

第 29 条 決議事項が第 22 条(2)又は(3)の場合を除き理事又は会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決権を有する会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。(は)

2 前項の規定により総会の目的である事項のすべてについての提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該総会が終結したものとみなす。(は)

(総会への報告の省略)

第 30 条 理事が議決権を有する会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことにつき議決権を有する会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。(は)

(議事録)

第 31 条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 議決権を有する会員につき、その会員数と出席者数(に)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が、署名及び押印をしなければならない。

3 第 29 条第 1 項の規定により総会の決議があったものとみなされた場合には、総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものとし、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。(は)

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容(は)

(2) (1)の事項の提案をした者の氏名又は名称(は)

(3) 総会の決議があったものとみなされた日(は)

(4) 議事録の作成に係る職務を行ったものの氏名(は)

4 第 30 条の規定により総会への報告があったものとみなされた場合には、総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものとし、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。(は)

(1) 総会への報告があったものとみなされた事項の内容(は)

(2) 総会への報告があったものとみなされた日(に)

(3) 議事録の作成に係る職務を行ったものの氏名(は)

## 第5章 理事会

(構成)

第 32 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 33 条 理事会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

2 理事会は、その権能の一部を運営委員会に委譲することができる。

(開催)

第 34 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 35 条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 3 項第 2 号又は第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 10 日前までに各理事、監事に通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定めた方法により通知することができる。(は)

4 承諾を得た理事、監事に対しては、招集通知を電磁的方法により行うことができる。(は)

5 電磁的方法について必要な事項は、別に規程で定める。(は)

(定足数等)

第36条 理事会には、第25条から第28条、及び第31条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「理事会」と、「会員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

(理事会の決議の省略)

第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。(は)

(理事会への報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。(は)

(理事会議事録)

第39条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。  
(は)

- (1) 理事会が開催された日時及び場所
- (2) 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- (3) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
- (4) 理事会に出席した理事又は監事の氏名。(に)
- (5) 理事会の議長が存するときは、議長の氏名

2 議事録には、理事長及び監事が、署名及び押印をしなければならない。(に)

3 第37条第1項の規定により理事会の決議があったものとみなされた場合には、理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものとし、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

- (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) (1)の事項の提案をした理事の氏名又は名称
- (3) 理事会の決議があったものとみなされた日(に)
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

4 第38条の規定により理事会への報告があったものとみなされた場合には、理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものとし、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。(に)

- (1) 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
- (2) 理事会への報告を要しないものとされた日
- (3) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名(は)

## 第6章 委員会

(委員会)

第40条 本会は、理事会の下に運営委員会を置くほか、本会の目的達成に必要な事業を行うために、理事会の議決を経て、委員会を設けることができる。

(運営委員会)

第 41 条 運営委員会は、理事会から委譲を受けた事項について議決する他、本会の運営上必要な事項を審議する。

2 運営委員会は、理事が指定する者をもって構成する。

3 運営委員会の委員長は、理事長が指定する者がこれに当たる。

4 運営委員会の運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(委員会の組織)

第 42 条 委員会は、会員をもって組織する。ただし、特に必要があるときは学識経験者等を委員に委嘱することができる。

(委員会の運営)

第 43 条 委員会の運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

## 第 7 章 財産及び会計

(財産の構成)

第 44 条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費等
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(財産の種類)

第 44 条の 2 本会の財産は、これを基本財産及び運用財産に分ける。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成され、これを処分し、又は担保に供することはできない。

- (1) 基本財産として寄附された財産
- (2) その他理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第 45 条 本会の財産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(費用の支弁)

第 46 条 本会の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第 47 条 本会の事業年度は、毎年 10 月 1 日に始まり、翌年 9 月 30 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 48 条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(暫定予算)

第 49 条 新事業年度の予算が総会の議決を経るまでの間、理事長は、理事会の議決を経て、前事業年度の予算に準じて収入及び支出をすることができる。

2 前項の収入及び支出は、新たに総会の議決を経た予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 50 条 本会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(長期借入金)

第 51 条 本会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において議決権を有する会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。(は)

## 第 8 章 事務局

(設置等)

第 52 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、理事長が任免する事務局長を置くことができる。(に)

3 事務局には専任および臨時の職員を置くことができる。(ろ)

4 事務局業務のうち必要に応じて一部あるいは全部を外部に委託することができる。(ろ)

5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。(ろ)

(備付け帳簿及び書類)

第 53 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 規約
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿
- (4) 規約に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

## 第 9 章 規約の変更及び解散

### (規約の変更)

第 54 条 この規約は、総会において議決権を有する出席会員数の 4 分の 3 以上の議決を経なければ変更することができない。(は)

### (解散及び合併)

第 55 条 本会は、総会において議決権を有する出席会員数の 4 分の 3 以上の議決を経なければ、解散又は合併することができない。(は)

### (残余財産の処分)

第 56 条 本会が解散のときに有する残余財産は、総会において議決権を有する出席会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経て、本会と類似の目的を有する他の公的団体に寄付するものとする。(は)

## 第 10 章 補則

### (委任)

第 57 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### 附則

1. この規約は、本会設立総会のあつた日から施行する。
2. 本会の設立時の会員は、本会設立総会の承認を得た者とする。
3. 本会の事務所の所在地は、当分の間、第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、理事長及び副理事長の同意により変更することができる。
4. 本会の設立当初の役員の任期は、第 16 条の規定にかかわらず、平成 20 年 9 月 30 日までとする。
5. 本会の設立当初の事業年度は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会のあつた日から平成 19 年 9 月 30 日までとする。
6. 本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
7. 本会の設立発起人は、特段の申出が無い限り第 7 条第 2 項の規定に基づき入会したものとみなす。
8. 本規約に定めのない事項は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に準拠する。(は)

### 附則(い)

1. この改正は、平成 20 年 10 月 31 日から施行する。

### 附則(ろ)

1. この改正は、平成 21 年 10 月 23 日から施行する。

附則(は)

1. この改正は、平成 29 年 7 月 21 日から施行する。

附則(に)

1. この改正は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

制定 平成 18 年 12 月 4 日  
 改定 平成 20 年 10 月 31 日(い)  
 改定 平成 26 年 10 月 23 日(ろ)  
 改定 平成 29 年 7 月 21 日(は)  
 改定 令和 2 年 10 月 1 日(に)

### 建築・空間デジタルアーカイブス コンソーシアム 会費等規程

建築・空間デジタルアーカイブス コンソーシアム規約(以下「規約」という) 第 8 条の規定に基づき、会員から徴収する会費等及び入会金について規定する。

(会費等及び入会金の額)

第 1 条 会費等の額は、次のとおりとする。

(1)団体会員の年会費等は 20 万円を 1 口とし、1 口以上とする。

(2)企業会員の年会費等は次の表に掲げる従業員数の区分に応じ、それぞれ同表に定める 1 口あたりの額を 1 口以上とする。(は)(に)

従業員数	1 口あたりの額
51 人以上	10 万円
50 人以下	5 万円

(3)学術・教育機関会員の年会費等は 3 万円を 1 口とし、1 口以上とする。

(4)特別会員の年会費等は無料とする。

(5)賛助会員の年会費等は 3 万円を 1 口とし、1 口以上とする。(に)

2 入会金の額は無料とする。

3 第 1 項の会費に相当する無償の役務提供を申し出る者に対して、その提供される内容が妥当であると運営委員会で認められた場合に限り、当該役務提供によって会費を納入したものとみなす。  
(い)

(特別会費)

第 2 条 本会の事業を運営するために、追加資金が必要となった場合は、会員に対して必要な負担を求めることができる。その額および納入時期については、理事会で決定する。(に)

(会費の納入等)

第 3 条 会費等は規約第 42 条に規定する事業年度に応じて年会費等を一括前納するものとする。

ただし、会員等が期の半ばに入会した場合の年会費等については、これを月割り換算し、入会月を含む残存月数分とする。(に)

2 前項の月割り換算の方法は、十円単位以下を切り捨てるものとする。

3 年会費等は、事務局からの請求書等通知が届いてから、一ヶ月以内に納入するものとする。

(規則の変更)

第4条 当規程の改変は理事会の議決を経て行う。(に)

附則

1. この規程は、本会設立総会のあった日から施行する。
2. 建築・空間デジタルアーカイブス コンソーシアム設立準備会の設立準備費等を支出済みの会員は、入会金及び設立当初年度分の年会費等を納入したものとみなす。

附則 (い)

1. この改正は、平成20年10月31日から施行する。

附則 (ろ)

1. この改正は、平成26年10月23日から施行する。

附則 (は)

1. この改正は、平成29年7月21日から施行する。

附則 (に)

1. この改正は、令和2年10月1日から施行する。

## 建築・空間デジタルアーカイブス コンソーシアム 電磁的方法による総会及び理事会の招集通知 並びに議決権の行使に関する規程

### (総則)

第 1 条 この規程は、建築・空間デジタルアーカイブス コンソーシアム（以下「本会」という）規約第 24 条第 5 項及び規約第 35 条第 4 項及び第 5 項の規定による電磁的方法による総会及び理事会の招集通知、議決権行使の詳細について定める。

### (電磁的方法の種類)

第 2 条 電磁的方法による総会及び理事会の招集通知、議決権の行使は電子メールの方法によるものとする。

### (利用環境)

第 3 条 電子メールによる総会及び理事会の招集通知の受領、議決権の行使、参考資料等の閲覧のために必要なパソコンの環境は、会員及び理事が用意することとする。

### (電子メールアドレスの登録)

第 4 条 会員は、会員自身だけが使用できる電子メールアドレスを事務局に本会所定の書面により届け出る。なお、携帯電話のメールアドレスは、登録できないこととする。

2 会員は、登録した電子メールアドレスを変更あるいは削除するときは、事務局に本会所定の書面により届け出る。

### (理事長から会員へ発する総会招集通知)

第 5 条 電磁的方法による会員への総会招集通知は、理事長から会員の電子メールアドレスに宛てて電子メールを発してするものとし、当該電子メールは、通常到達すべきであった時に到達したものとする。

2 理事長から会員に発する総会招集通知にかかる電子メールには、以下各号を記載又は添付するものとする。

- 一 総会の日時及び場所
- 二 総会の目的である事項があるときは、当該事項
- 三 総会に出席しない会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨及び書面による議決権の行使の期限
- 四 総会に出席しない会員が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨及び電磁的方法による議決権の行使の期限
- 五 議題等及びその関連資料（関連資料は電子メールに電子ファイル（会員の電子計算機で閲覧又は編集が可能な形式に限る。）を添付する形式とすることができる。以下同じ。）

六 その他、書面又は電磁的方法により総会において議決権を行使するにあたり必要な事項

- 3 前項第三号による議決権行使期限日時は、あらかじめ予想される会員への電子メール到着日時を起点として、7日目以降としなければならない、これをもって規約第24条第3項に規定する通知をしたものとみなす。ただし、緊急の場合はこの限りでない。
- 4 会員から、電子メールによる総会招集通知を受けない旨の書面又は電子メールによる申し出があった場合には、当該会員に対する総会開始通知は書面を発してするものとする。
- 5 理事長から会員の電子メールアドレスに宛てて発した電子メールによる総会招集通知が会員に着信しない場合には、通知は書面を発してするものとする。この場合、招集通知発送時期について定めた規約第24条第3項の規定は適用しない。

(電磁的方法による会員の議決権の行使等)

- 第6条 会員は、電磁的方法による総会において、本規程第5条第2項によりあらかじめ通知のあった事項について電子メールにより議決権を行使しようとする場合は、理事長の電子メールアドレスに宛てて電子メールを発してするものとし、当該電子メールは、通常到達すべきであった時に到達したのものとする。
- 2 会員は、本規程第5条第2項によりあらかじめ通知のあった事項について疑義あるときは、意見を添え、理事長の電子メールアドレスに宛てて電子メールを発して提出することができる。
  - 3 会員は、規約第22条(2)又は(3)に関する事項について、電磁的方法により議決権を行使してはならない。
  - 4 書面と電子メールにより二重に重複して議決権が行使された場合は電子メールによるものを有効な議決権行使として取り扱うものとする。
  - 5 電子メールにより議決権を複数回行使した場合は、最後に送信されたものを有効な議決権行使として取り扱うものとする。
  - 6 電子メールにより議決権を行使した会員が総会に出席した場合又は代理人出席による議決権行使を行った場合は、電子メールによる議決権行使を無効なものとする。

(理事長による会員への総会終了報告)

- 第7条 電磁的方法による会員への総会終了報告は、理事長から会員の電子メールアドレスに宛てて電子メールを発してするものとし、当該電子メールは、通常到達すべきであった時に到達したのものとする。
- 2 総会終了報告の発出は、総会終了の日(規約第29条により総会の決議があったものとみなされた場合及び規約第30条により総会への報告があったものとみなされた場合には、当該みなされた日)より1か月以内に発するものとする。
  - 3 総会議事録については、本会のWebサイトへの掲載とし、会員により議事録請求があった場合には、当該書面の写しを電子メールの添付にて送付するものとする。(い)

(電磁的方法による理事会への準用)

- 第8条 電磁的方法による理事会には、本規程第2条から第7条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「理事会」と、「会員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

(規程の変更)

第9条 この規程の改正は理事会の議決を経て行う。

附則

1. この規程は、平成29年7月21日より施行する。

附則(い)

1. この改正は、令和2年10月1日から施行する。

以上

## 建築・空間デジタルアーカイブス コンソーシアム 運営委員会運営等規程

### (総則)

第1条 この規程は、建築・空間デジタルアーカイブス コンソーシアム（以下「本会」という）  
規約第40条の規定に基づき、運営委員会の運営に関する必要な事項を定める。（い）

### (業務)

第2条 規約第41条の規定に基づき、理事会から委譲を受けた事項について議決する他、本会の  
運営上必要な事項を審議する。（い）

2 前項の理事会から委譲を受ける事項は次のとおりとする。

- (1)規約第40条に定める委員会の設置(い)
- (2)規約第43条に定める委員会の運営に関する必要な事項の議決(い)
- (3)規約第49条に定める暫定予算の議決(い)
- (4)規約第52条に定める事務局の組織及び運営に関する必要な事項の議決(い)

### (構成及び運営委員長等の選任)

第3条 運営委員会は、本会会員が選出する実務者等を委員とし、委員をもって構成する。

2 委員は、団体会員、企業会員、学術・教育機関会員、特別会員から選出することができる。  
運営委員は3名以上30名以内とする。なお、本会設立時点における委員選出会員は第1回理  
事会において選任し、運営委員会設置後の委員選出会員は、運営委員会で選任することとする。

3 運営委員長は委員の中から理事長が指定する者1名がこれに当たる。

4 運営副委員長は運営委員会において互選により委員の中から5名以内で選任する。

5 運営委員長、運営副委員長及び委員は理事長が指定する。

### (任期)

第4条 運営委員長、運営副委員長及び委員の任期は2年とする。ただし、補欠又は増員のため  
選任された運営委員長、運営副委員長及び委員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期  
間とする。

2 運営委員長、運営副委員長及び委員は、再任されることができる。

3 運営委員長、運営副委員長及び委員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任する  
までは、その職務を行わなければならない。

### (招集)

第5条 運営委員会は、必要に応じて運営委員長が招集する。

2 運営委員長が、やむをえない理由により運営委員会を欠席する場合は、運営副委員長が代行  
する。

(運営)

第6条 運営委員長は、事業計画及びこれに伴う予算に関する書類を作成し、毎事業年度開始前に理事長へ提出しなければならない。

(議事録)

第7条 運営委員長は、運営委員会の審議経過の概要及び結果を記録し、出席委員の確認を受けた議事録を作成するものとする。

2 議事録は、事務局へ提出し保管する。なお、本会会員より議事録の閲覧を求められた場合は、事務局において対応するものとする。

(委員会・部会など)

第8条 運営委員会はその下に、本会の運営に必要な目的別の委員会、部会等を設置することができる。

2 前項の委員会、部会等において、業務遂行上必要があるときは、更にその下に必要な組織を設置することができる。

3 第1項及び第2項により設置した委員会、部会等の構成員は本会会員から選任する。ただし、特に必要があるときは学識経験者、実務者等を委員に委嘱することができる。

4 運営委員会は第1項及び第2項により設置した委員会、部会等が必要でなくなった場合は、廃止することができる。

(委員会・部会等の選任)

第9条 前条第1項により設置した委員会・部会等には、第3条、第4条、第5条、及び第7条の規定を準用する。

2 これらの規定中「運営委員会」とあるものは「委員会・部会」と、「運営委員長」とあるものは、「委員長・部会長等」と読み替えるものとする。

3 ただし、委員および部会員等については、運営委員会の承認のもと本会会員以外の参加を認めるものとする。

(事務局)

第10条 運営委員会、および委員会、部会等の業務遂行上必要な事務があるときは、事務局がこれにあたる。

(規程の変更)

第11条 この規程の改正は理事会の議決を経て行う。

附則

1. この規程は、本会の第1回理事会で承認を経た日より施行する。

2. 本会の設立当初の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、第一回理事会のあった日から平成20年9月30日までとする。

附則(い)

1. この改正は、令和2年10月1日から施行する。

以上